

特別代理人選任の申立てについて

さいたま家庭裁判所

- 1 成年後見人が、被後見人（成人、未成年者いずれも含む）との間でお互いの利益が相反する行為をする場合には、被後見人の為に特別代理人を選任する申立てを家庭裁判所にする必要があります（成年後見人Q&AのQ16参照）。

保佐人または補助人が選任されている場合にも、付与されている代理権の内容によっては同様の手続きをし、臨時保佐人、もしくは臨時補助人を選任する必要があります。この場合必要な書類は特別代理人の場合と同じになります。

《具体例》

- (1) 後見人と被後見人が、同じ被相続人の相続人になっていて、遺産分割協議をしたい場合
- (2) 後見人が借入れをするにあたって、その担保として被後見人が所有する土地に抵当権を設定したい場合

2 申立てに必要な書類

(1) 特別代理人選任申立書

※臨時保佐人選任申立て、臨時補助人選任申立ての場合は適宜訂正の上ご利用ください。

※窓口に備え付けてあるほか、裁判所のホームページからプリントアウトすることができます。

【書式掲載 URL】 http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_47/index.html

(2) 申立手数料

【収入印紙】 800円分

【郵便切手】 84円切手×6枚、10円切手×2枚（合計524円）

(3) 本人と申立人の戸籍謄本と住民票

※すでに提出したものと内容に変更がない場合には不要です。

(4) 特別代理人候補者の本籍地記載のある住民票

(5) 事案に応じて必要な書類

遺産分割協議をする場合

遺産分割協議書の案

相続財産の資料（固定資産税評価証明書、通帳の写しなど）

抵当権・根抵当権を設定する場合

金銭消費貸借契約書の案

抵当権・根抵当権設定契約書の案

不動産の全部事項証明書

※その不動産についてすでに提出したことがあり、内容に変更がない場合は不要です。

※この他、内容によって上記書類以外の資料を追加で提出していただくことがあります。

※裏面に申立ての注意事項がありますのでお読みください。

【注意事項】

- ・この申立てができるのは、後見・保佐・補助開始の審判が確定した後になります。
審判が確定するのは、原則として、審判書を受け取ってから14日経過後です。
(審判書記載の日付から14日経過後ではないので注意してください。)
確定日がいつになるかわからない場合は、裁判所までお問い合わせください。
- ・遺産分割協議書や、各契約書は、当事者の氏名や金額などの記載があるものが必要になります。
遺産分割協議や契約の内容が具体的に決まった段階で申立てをしてください。これらの書類には、押印は必要ありませんが、当事者の氏名等、内容の具体的な記載が必要になります。
- ・審理期間は問題のない事案で2～3週間程度です。
この期間はあくまで目安ですので、事案によってそれ以上の時間がかかることがあります。
- ・進捗状況等のお問い合わせはお控えください。
頻繁な進捗状況のお問い合わせは全体の進行を遅らせる原因となりますのでお控えいただけますようご協力をお願いいたします。
申立てをしてから、3週間たっても裁判所からの連絡がない場合のみお問い合わせください。